

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年七月二十九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

大和建设株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市緑区宮本二丁目五番五号

ハ 代表者の氏名

高橋 和也

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（特―二十八）第六五三〇七号及び（特―二十九）第六五三

〇七号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

大和建设株式会社の役員は、刑法違反の罪により、さいたま地方裁判所から懲役一年六月（執行猶予三年）の判決を受け、平成三十年十月三日、その刑が確定している。

このことは、法第十七条において準用される法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。